

試験報告書

報告書No. 241762-3
発行日 2025年4月25日

計量証明事業登録 東京都第14290号
建築物飲料水水質検査業登録 東京都18水第110号

株式会社 ミズラボ
〒131-0033 東京都墨田区向島5-35-12
TEL 03-6804-7531/FAX 03-6804-7532

水研化学工業株式会社 殿

ご依頼がありました試料の試験結果を下記の通り報告致します。

1. 試験目的

水道用薬品評価試験

2. 試料情報

試料名：食品添加物（次亜塩素酸ナトリウム）

品名：サニクロンスーパー12%

Lot No. : No. 250403

設定最大注入率：150 mg/L

採取場所：水研化学工業株式会社

採取月日：2025年4月3日

採取方法：持込 2025年4月5日

試験期間：2025年4月5日～2025年4月24日

3. 試験方法

JWWA Z 109 (2016) 水道用薬品の評価試験方法及び厚生労働省水道用薬品類の評価のための
試験方法ガイドライン（最終改正：令和5年3月 厚生労働省医薬・生活衛生局水道課）による
（試験項目毎の試験方法は表中記載）

計量証明事業登録 東京都第1290号
建築物飲料水水質検査業登録 東京都18水第110号

次亜塩素酸ナトリウム サニクロンスーパー12%

株式会社 ミズラボ
〒131-0033 東京都墨田区向島5-35-12
TEL 03-6804-7531/FAX 03-6804-7532

No.	評価項目	単位	評価結果	基準値	試験方法
1	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.00003未満	0.0003以下	フレイムレス-原子吸光光度法
2	水銀及びその化合物	mg/L	0.000005未満	0.00005以下	還元気化-原子吸光光度法
3	セレン及びその化合物	mg/L	0.0001未満	0.001以下	フレイムレス-原子吸光光度法
4	鉛及びその化合物	mg/L	0.0001未満	0.001以下	フレイムレス-原子吸光光度法
5	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.0001未満	0.001以下	フレイムレス-原子吸光光度法
6	六価クロム及びその化合物	mg/L	0.0002未満	0.002以下	フレイムレス-原子吸光光度法
7	亜硝酸態窒素	mg/L	0.0004未満	0.004以下	イオンクロマトグラフ法
8	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.0001未満	0.001以下	IC-ポストカラム吸光光度法
9	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.1未満	1.0以下	イオンクロマトグラフ法
10	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.1以下	ICP-MS法
11	四塩化炭素	mg/L	0.00002未満	0.0002以下	HS-GC/MS法
12	1,4-ジオキサン	mg/L	0.0005未満	0.005以下	HS-GC/MS法
13	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.0004未満	0.004以下	HS-GC/MS法
14	ジクロロメタン	mg/L	0.0002未満	0.002以下	HS-GC/MS法
15	テトラクロロエチレン	mg/L	0.0001未満	0.001以下	HS-GC/MS法
16	トリクロロエチレン	mg/L	0.0001未満	0.001以下	HS-GC/MS法
17	ベンゼン	mg/L	0.0001未満	0.001以下	HS-GC/MS法
18	塩素酸	mg/L	0.04	0.4以下	イオンクロマトグラフ法
19	臭素酸	mg/L	0.0005未満	0.005以下	IC-ポストカラム吸光光度法
20	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.1以下	フレイムレス-原子吸光光度法
21	鉄及びその化合物	mg/L	0.003未満	0.03以下	フレイムレス-原子吸光光度法
22	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.1以下	フレイムレス-原子吸光光度法
23	マンガン及びその化合物	mg/L	0.0005未満	0.005以下	フレイムレス-原子吸光光度法
24	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.002未満	0.02以下	固相抽出-高速液体クロマトグラフ法
25	非イオン界面活性剤	mg/L	0.0005未満	0.005以下	固相抽出-吸光光度法
26	フェノール類	mg/L	0.00005未満	0.0005以下	固相抽出-誘導体化-GC/MS法
27	有機物 [全有機炭素 (TOC) の量]	mg/L	0.03未満	0.3以下	TOC計測定法
28	味	-	異常なし	異常でないこと	官能法
29	臭気	-	異常なし	異常でないこと	官能法
30	色度	度	0.05未満	0.5以下	透過光測定法
31	アンチモン及びその化合物	mg/L	0.0002未満	0.002以下	水素化物発生-原子吸光光度法
32	ウラン及びその化合物	mg/L	0.00002未満	0.0002以下	ICP-MS法
33	ニッケル及びその化合物	mg/L	0.0002未満	0.002以下	フレイムレス-原子吸光光度法
34	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.00004未満	0.0004以下	HS-GC/MS法
35	亜塩素酸	mg/L	0.06未満	0.6以下	イオンクロマトグラフ法
36	二酸化塩素	mg/L	0.06未満	0.6以下	イオンクロマトグラフ法
37	銀及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01以下	フレイムレス-原子吸光光度法
38	バリウム及びその化合物	mg/L	0.007未満	0.07以下	フレイムレス-原子吸光光度法
39	モリブデン及びその化合物	mg/L	0.0007未満	0.007以下	フレイムレス-原子吸光光度法
40	アクリルアミド	mg/L	0.000005未満	0.00005以下	GC-MS法
判定	上記検査の結果、水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年厚生省令第15号）に適合です。				
検査責任者	吉岡 聖子				